

お 知 ら せ

平成 26 年 (2014 年) 5 月 1 日
宇 部 市 上 下 水 道 局

現場代理人要件の緩和について

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

- 1 契約金額が 2, 500 万円以上の工事について、建設業法施行令第 27 条第 2 項で主任技術者の兼務が認められた工事は、同主任技術者が現場代理人も兼務できることとします。
- 2 契約金額が 2, 500 万円未満の工事について、同一の現場代理人が 3 件まで兼務できることとします。

旧	新
2, 500 万円以上の工事 同一の場所又は近接 (50m以内) した場所で施工	2, 500 万円以上の工事 <u>A又はBの要件を満たす場合、同一の現場代理人を配置できる。</u> A 同一の場所又は近接 (50m以内) した場所で施工 B <u>主任技術者の兼務が認められた工事において、同主任技術者が現場代理人も兼務する場合 (ただし、兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。)</u>
2, 500 万円未満の工事 A又はBの要件を満たす場合、同一の現場代理人を配置できる。 A 同一の場所又は近接 (50m以内) した場所で施工 B 以下の要件を全て満たす場合 a <u>2件以内</u> b それぞれ 2, 500 万円未満 c 他の発注機関が兼務を了承 d 連絡体制確保 e いずれかの工事現場に常駐	2, 500 万円未満の工事 A又はBの要件を満たす場合、同一の現場代理人を配置できる。 A 同一の場所又は近接 (50m以内) した場所で施工 B 以下の要件を全て満たす場合 a <u>3件以内</u> b それぞれ 2, 500 万円未満 c 他の発注機関が兼務を了承 d 連絡体制確保 e いずれかの工事現場に常駐

- 3 施行 平成 26 年 5 月 1 日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。